

公益社団法人日本都市計画学会スマートシティ特別委員会
協力企業委員及び小委員会運営規則

令和2年7月13日制定

第1条（総則）

この規則は、公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）スマートシティ特別委員会（以下「本委員会」という。）規程に基づき、協力企業委員及び小委員会の運営に関する事項を定める。

第2条（入会）

本委員会規程第13条に基づき協力企業委員になろうとする団体及び法人は、別に定める様式を用いて申込むものとする。

第3条（活動負担金）

協力企業委員の活動負担金（以下、「負担金」という）は30万円/年とする。

- 2 負担金は、原則8月末までに納付するものとする。

第4条（協力企業委員の権利）

協力企業委員は、以下の特典を享受することが出来る。

- (1) 本委員会へのオブザーバー参加
 - (2) 小委員会への参加
 - (3) 小委員会設置の提案
 - (4) 本委員会が開催するシンポジウム等への優先参加
- 2 協力企業委員は、本委員会の構成委員であることを、自己の広告、パンフレット、催事等において示すことが出来る。

第5条（退会）

協力企業委員は本委員会からの退会を希望する場合は、本学会の事業年度末の3か月前までに委員長にその意思を表示しなければならない。何らの意思表示がないときは、本委員会活動期間中は継続するものとする。

- 2 前項の規定に加え、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長の判断によって退会させることが出来る。
 - (1) 所定期間内に本委員会が定める負担金を納めなかったとき
 - (2) 本委員会の目的にふさわしくない行為を行ったと合理的な理由をもって判断されたとき

第6条（秘密の保持、知的財産権等）

協力企業委員（以下「被開示者」という。）は、本委員会の活動において他の構成委員（以下「開示者」という。）から秘密の旨指定を受けて開示を受けた情報（以下、「秘密情報」という。）を、本委員会の活動期間中、本委員会の目的以外に使用してはならず、かつ開示者の事前の承諾なく構成委員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当することを被開示者が証明し得る場合は適用されな

い。

- (1) 知得する以前にすでに公知となっている場合
 - (2) 知得する以前に自ら取得した場合
 - (3) 第三者から守秘義務を負わずに入手した場合
 - (4) 知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
 - (5) 開示者の秘密情報によらずに独自に開発した場合
- 3 本委員会の活動により作成された成果物に関する著作権は、報告書等にあつては該当部分を執筆した作成者に属するものとする。ただし、構成委員は当該報告書等を自由に利用し、又は外部に公表、発表することが出来る。
 - 4 本委員会及び小委員会における検討内容など本委員会の活動過程において知的財産が発生した場合、その権利帰属の処分は都度、本委員会及び当該小委員会に参加した知的財産を創出した委員間にて別途協議の上決定するものとする。ただし、本委員会及び小委員会はその知的財産について権利の帰属を主張しないものとする。
 - 5 事務局は、入手した書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理しなければならない。

第7条 (小委員会の設置及び活動)

本委員会規程第11条に基づき、各種検討を円滑に進めていく為に小委員会を設置することが出来る。

- 2 小委員会は、構成委員及び協力企業委員、支部長が提案することができる。
- 3 小委員会の本委員会からの活動経費は30万円/1小委員会を上限とする。
- 4 小委員会に収入が見込まれる場合は、事前に委員長に報告しなければならない。
- 5 小委員会委員長は当該小委員会の活動状況及びその成果について、本委員会及び委員長に報告をしなければならない。
- 6 小委員会による成果物に関する権利は小委員会の構成メンバーの合意によって定めるものとする。

第8条 (会計)

本委員会及び小委員会の費用精算については、本学会経理処理に準ずることとする。

第9条 (反社会的勢力の排除)

公序良俗に反する行為を行っているもしくは行う恐れがあると認められる者、反社会的勢力及びこれらに類する者は、本委員会に入会することができない。

第10条 (その他)

本規則に定めるもののほか、協力企業委員に関する事項や小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則) 本規則は、2020年7月13日から施行する。